バス事業　安全報告書

〈2021 年〉



とさでん交通株式会社

運輸本部　自動車業務部

ご挨拶

弊社のバス事業に対して、日頃のご利用とご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。弊社は平成２６年１０月１日に県を挙げての取り組みにより誕生しましたが、この間、公共交通を預からせていただく者として、安全運行は最大の企業命題と位置づけ、法令等で定められた事項を遵守するとともに、日々の安全意識、安全運転の徹底に加え、南海トラフ巨大地震等に対する防災・減災対策にも注力してまいりました。

このような中、昨年発生し瞬く間に世界的パンデミックを引き起こしたコロナ禍は、特に運輸・観光業に大きな被害を与えることとなり、これを主業とする弊社は大きな打撃を被り、２０２０年度決算はかつてない多額な赤字を計上するに至りました。

移動の制限は、路線バスは言うに及ばず、これまで路線バス事業の赤字を補填してきた高速バス・貸切バスも運行中止等の事態に追いやられ、バス事業全体の赤字は社内でも突出する結果となりました。

しかしながら、特に路線バスは、県民・市民の皆様の生活を支える重要な公共交通機関であることから、当初よりあらゆる感染対策を講じながら、運休することなく運行を続けてまいりました。

コロナ禍の終息は未だに見通しが立たない厳しい状況が続きますが、路線バスの持つ大きな役割と、この緊急時における弊社職員の「エッセンシャルワーカー」としての使命をしっかりと認識し、国や県等関係自治体等との連携の下、お客さまに安心してご利用いただけるよう、引き続き全社を挙げて取り組んでまいります。

本報告書は、道路運送法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、交通事業者としての自らを振り返るとともに、広く弊社の取組みをご理解いただくために公表するものでございますが、 多くの皆様の声を輸送の安全等に取り入れ役立たせていただきたく、是非とも積極的なご意見を賜れば幸甚に存じます。



とさでん交通株式会社
代表取締役社長
片岡　万知雄

１．輸送の安全に関する基本方針

「安全基本方針」を次のように掲げ、安全安心な輸送を実現すべく役職員一丸となって取り組んでおります。

(1)　一致協力して輸送の安全の確保に努めます。

(2)　輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解すると共にこれを遵守し、厳正・忠実に職務を遂行します。

(3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。

(4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱をします。

(5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置を取ります。

(6) 情報は漏れなく迅速・正確に伝え、透明性を確保します。

(7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

２．輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

2020 年度の目標及び達成状況

(1)有責死亡事故件数	目標 0 件	結果 0 件
(2)重大事故件数	目標 0 件	結果 1 件
(3)有責事故件数	目標 2019 年 53 件　対前 10%減	結果 45 件 対前 15%減

2021 年度の目標

(1)有責死亡事故件数	目標　0 件
(2)重大事故件数	目標　0 件
(3)有責事故件数	目標　対前年 45 件を下回る

３．輸送の安全に関する重点施策

(1) 輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、安全管理規程に定められた事項及び関係法令の理解とその遵守を行います。

(2) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な改善措置又は予防処置を講じます。

(3) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、情報を伝達、共有いたします。

(4)　安全・安心な輸送に必要な運転と接遇教育及び研修を実施し、プロドライバーとしての品質強化を図ります。

(5)　輸送の安全性向上のために、ソフト面においてはヒヤリハット事例の活用、ハード面においては車両・施設等の改善を図り安全運行のための環境を整え、事故抑止に努めます。

４．　2020 年度の輸送の安全に関する取組状況

(1) バスジャック・テロ対策

利用者の安全を確保するため待合室や主要停留所に、不審物の発見と通報についてのポスターを掲示し、ご協力をお願いしております。また、定期的に当社係員が当該停留所の巡回点検を実施しております。





(2) 人財教育

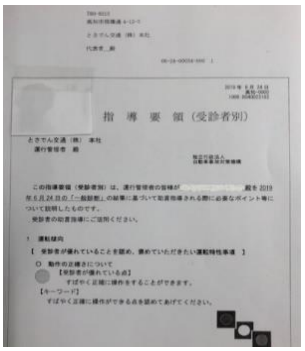
プロドライバーとしてのスキルアップを図るため、ドライブレコーダーのデータを活用して事故・苦情惹起者への個別指導を行っています。また、自社内に導入している自動車事故対策機構のナスバネットにて実施した適性診断結果を用いて、個々の運転手に自己の運転行動の特性を自覚させ、監督者より安全運転のための助言・指導を行っています。自社の研修施設では、順次、安全・接遇研修を全乗務員に対して行なっております。

【ドライブレコーダーを活用した個別指導】



【ナスバネットを活用した適性診断結果を用いた安全指導】





指　導　要　領（受診者別）

【知寄町研修施設での安全講習と模擬訓練車を活用した接遇・応対研修】







(3)　各種訓練等の実施

①防災訓練

2 月 10 日に防災士 2 名による「南海トラフ大地震発生時の初動対応研修」を実施しました。津波の恐ろしさを再認識させ危険感受性を高めることで、防災意識の醸成と防災行動へ繋げることを目的とし、高知県危機管理部が作成した DVD“津波から命を守るために“ を視聴し、初動対応のポイントを学びました。




②重大事故伝達訓練

2 月 10 日に貸切バスが衝突事故に遭遇した想定で、ロールプレイ形式で訓練を実施しました。設定された事故情報でのシナリオのない伝達訓練を行い、乗務員・運行指令者・管理監督者・安全統括管理者及び社長が事故発生から乗客避難・代替車両の手配といった情報を適宜伝達し、参加者は事故発生時における手順等を再確認することができました。




(4)　安全性の向上を図るためのハード面の装備

本年度も、新たに購入した路線バス５台に「ドライバー異常時対応システム」ＥＤＳＳを導入し、安全に向けハード面の整備を行いました。

※ドライバー異常時対応システム：体調急変等により、運転中に急にドライバーが安全運転を継続できなくなった場合に車両を停止させるシステム。

(5)　新型コロナウイスル感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染拡大防止対策としてバス車内・待合所・点呼室等において以下の対策を講じております。これからも継続してお客さまの安全・安心を最優先に感染拡大防止に努めてまいります。

【待合所・事務所に消毒液を設置】



【バス車内を消毒液にて適宜消毒】



【運転席にビニールカーテンを設置】



【出勤・退社時に体温検知】



【点呼場へのアクリル板の設置】



【その他】

車内では常に換気扇やエアコン、適宜の窓開けによる換気に努め、乗務員はマスクの着用、またお客さまにもマスクの着用や会話をお控えいただくなどの啓蒙ポスターを掲示いたしております。

５．輸送の安全に関する内部監査について

(1)　監査目的

安全管理体制が適切に確立され、実施され、維持され、機能していることを確認するために、毎年実施しております。

(2)　実施者

コンプライアンス室

(3)　実施内容

運輸安全マネジメント制度において求められる、輸送の安全に関する安全管理体制全般について検証いたしました。

バス部門内部監査　２０２１年3月２４日

(4)　監査結果

終息が見通せないコロナ禍のなか、お客さまの安全・安心を確保し、一方では経費削減等にも取り組みながら、業務にあたっていることが確認できた。

反面、前年度に引き続きヒヤリ・ハット情報の収集・活用等に対する取り組みに弱さがあるとの評価を受けました。

６．安全管理規程

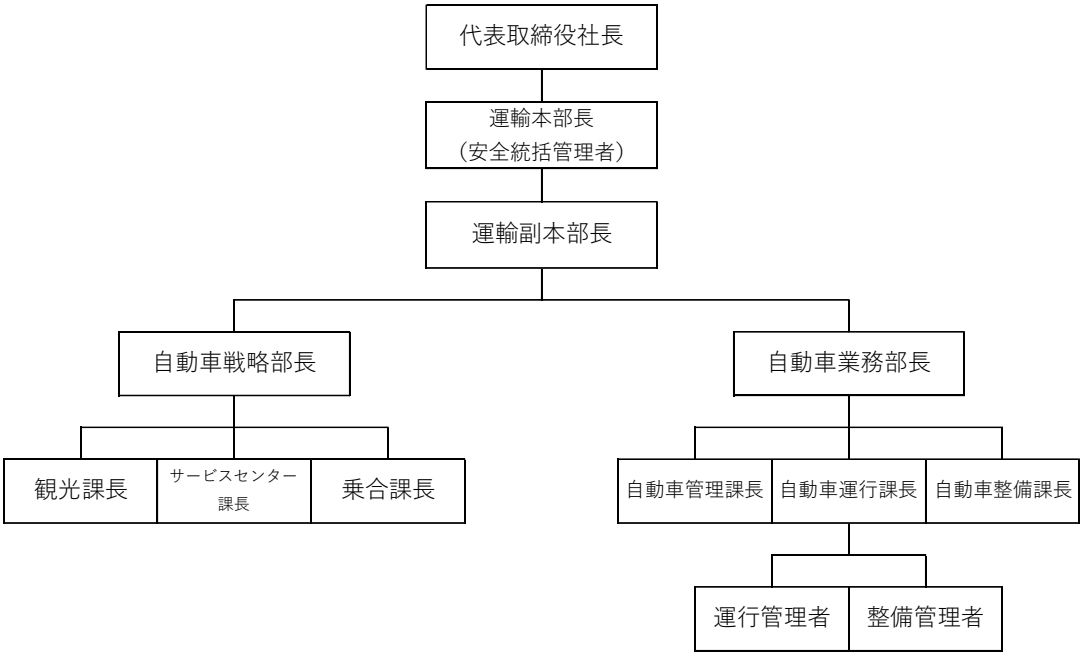
安全管理規程（とさでん交通㈱）・・・別途添付

７．安全管理体制

代表取締役社長を頂点とする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。

役　　職	役　　割
代表取締役社長 片岡　万知雄	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者 明神　二郎	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
運行管理者	安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に必要な運転及び事故防止に関する事項を統括する。
整備管理者	安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に必要な車両に関する事項を統括する。

安全管理体制図



８．安全報告書へのご意見に対する連絡先

安全報告書へのご感想、当社の安全への取り組みに対するご意見をお寄せください。

連絡先

とさでん交通株式会社　経営企画室

営業時間　8時30分～17時30分（土日祝日を除く）

TEL　０８８－８３３－７１１２

FAX　０８８－８３３－７１５０

http://www.tosaden.co.jp/mail/

別　紙

バス安全管理規程

とさでん交通株式会社

安全管理規程

改定番号	改定日	改訂頁	改定事由	改定者	承認者
001-1	H26/10/01	全頁	新規作成		

目次

第１章　総則. 3
（目的）. 3
（適用範囲）. 3
第２章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等. 3
（輸送の安全に関する基本的な方針）. 3
（輸送の安全に関する重点施策）. 3
（輸送の安全に関する目標）. 4
（輸送の安全に関する計画）. 4
第３章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制. 4
（経営トップ等の責務）. 4
（社内組織）. 4
（安全統括管理者の選任及び解任）. 5
（安全統括管理者の責務）. 5
第４章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法. 6
（輸送の安全に関する重点施策の実施）. 6
（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）. 6
（事故、災害時に関する報告連絡体制）. 6
（輸送の安全に関する教育及び研修）. 6
（輸送の安全に関する内部監査）. 7
（輸送の安全に関する業務の改善）. 7
（情報の公開）. 7
（輸送の安全に関する記録の管理等）. 7

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法第２２条の２に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、絶えず輸送の安全性の向上に努めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第２章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第３条　次に掲げる事項を、輸送の安全に関する基本的な方針とする。

① 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。

② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。

③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。

④ 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義 のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。

⑤ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。

⑥情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。

⑦常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

（輸送の安全に関する重点施策）

第４条　前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

①輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

②輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防措置を講じること。

④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2　管理の受委託の実施にあたっては、委託者及び受託者は相互に協力・連携して、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

3　グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

（輸送の安全に関する目標）

第５条　第３条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）

第６条　前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために 必要な計画を作成する。

第３章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（経営トップ等の責務）

第７条　経営トップは、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2　経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3　経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4　経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、 必要な改善を行う。

（社内組織）

第８条　次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

①安全統括管理者

②統括運行管理者

③運行管理者

④整備管理者

⑤その他必要な責任者

2　輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合も含め、別紙の定める安全管理体制図による

（安全統括管理者の選任及び解任）

第９条　旅客自動車運送事業運輸規則第４７条の５に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

２　安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

②身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

③ 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第１０条　安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

①　全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

②輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

③輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

④輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。

⑤輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。

⑥経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

⑦運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

⑧車両の運行が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。

⑨輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

⑩その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第４章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第１１条　輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第１２条　経営トップと運行管理者及び乗務員等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害時に関する報告連絡体制）

第１３条　事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

２　事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。

３　安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第１項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

４　自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第１４条　第５条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第１５条　安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、内部監査規程の定めるところにより、少なくとも１年に１回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

２　安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正処置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第１６条　安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

２　悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第１７条　輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第２条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統、輸送の安全に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育および研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容については、毎事業度の経過１００日以内に外部に対して公表する。

２　事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第１８条　本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

２　輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

３　前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附則

この規程は平成２６年１０月１日より適用する。